

## 総説

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官

相原千絵

## 障害の特性等に応じた配慮を踏まえた教科等の授業づくり―教科等の指導と自立活動の指導との関連―

## はじめに

特別支援学校の学習指導要領（以下、「学習指導要領」という）において、視

覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校、中学校又は高等学校学習指導要領に示されているものに準ずることとしている。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の指導に当たって、各教科の段階に示す内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとしている。

指導計画の作成に当たっては、学校の

創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画となるよう留意する必要がある。

また、教科等における指導の工夫と改善を図っていくためには、児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達段階等（以下、「障害の状態等」という）を十分考慮し、障害の特性に応じた配慮や、障害による学習上の困難に応じた手立てを講じながら、きめ細やかな指導をすることが必要となる。

そこで本稿では、調和のとれた具体的な指導計画を踏まえた各教科の個別の指導計画の作成や、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱の指導上の配慮事項や知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本を踏まえた工夫と改善について解説する。また、障害の状態等や自立活動の指導との関連を踏まえた学習上の困難

に応じた手立てや工夫などについても解説する。更に、事例1から事例5では、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた配慮を踏まえた教科等の授業づくりの具体的な実践を紹介する。

## I 指導計画の作成

冒頭でも述べたとおり、各学校においては、学習指導要領第1章総則第3節の3に示された教育課程の編成における共通的事項を踏まえるとともに、第1章総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成と内容の取扱いに関する配慮事項などにも十分留意し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた指導計画を作成する。指導計画は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（総合的

な探究の時間)、特別活動及び自立活動などのそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材等を具体的に定めるものである。それぞれの指導計画は、他の教科等の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るよう作成されることが重要であるため、教科等それぞれの指導目標や指導内容の関連を検討し、指導の時期や時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で計画を立てることが大切である。指導計画には、年間計画や二年間にわたる長期の指導計画、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

この各種の指導計画は、指導と評価を一体的に進めていく上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、各種の指導計画にどのような関係性があり、どのような役割を果たす指導計画なのかを再確認し、作成の考え方や手続きを明確にしていくことが重要である。

例えば、教科等の年間指導計画は、その年度の学習活動の見直しをもつために、一年間の流れに沿って単元等を配列

し、学習活動の概要を示したものである。そして、その年間計画を踏まえ、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うための個別の指導計画や、授業につながる単元計画や学習指導案等が作成されることとなる。

個別の指導計画は、年間指導計画等を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために教科等にわたって作成するものである。

実際の指導に当たっては、各教師の共通理解を図り、指導の系統性を担保するためには、各学校において個別の指導計画に盛り込むべき事項について整理する必要があることから、各教科の個別の指導計画作成に当たっては、次のことなどに留意する必要がある。

- ・ 児童生徒一人一人の各教科の習得状況や既習事項を確認するための実態把握等を踏まえること
- ・ 児童生徒が卒業するまでに教科等の指導を通して、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にすること
- ・ 各教科の指導内容の発展性を踏まえ、指導目標を明確にすること
- ・ 障害ごとの配慮事項を踏まえ、児童生

徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなど、様式を工夫して作成すること

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。そのため、個別の指導計画に基づいて行われた指導により、児童生徒に何が身に付いたかという学習の状況や成果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすることが重要である。すなわち、計画―実践―評価―改善のPDCAサイクルにおいて、教科等の指導における工夫と改善を重ねていくことが重要となる。カリキュラム・マネジメントの充実のためにも、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげるよう工夫することが求められる。

## Ⅱ 指導上の配慮事項及び教育的対応の基本

教科等の指導に当たっては、教科等にわたって学年ごとあるいは学級ごとなどに作成された指導計画を更に具体化した

# 学齢期からの社会参加と 子供から大人への移行支援

## I 就労支援センターの役割

「あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく」は、東京都障害者就労支援事業により、あきる野市より特定非営利活動法人秋川流域生活支援ネットワークが委託を受けて設置されています。全国では、障害者雇用促進法による複数の市町村を担当する「障害者就業・生活支援センター」が一般的ですが、私どものセンターは東京都の単独事業になります。

あきる野市は、人口約八万人で、東京都の西多摩地域に位置する自然が豊かな地域です。当センターの登録者数は、一八歳から六〇歳台まで、約三三〇人、そのうち約二一〇人が企業等で働いています。登録者にはあきる野市内在住の人で、障害者手帳を所持する人、企業等で働いている、または企業等に就職希望のある人になります。所

持する手帳については、身体障害者手帳は二七人、療育手帳（東京都では愛の手帳）は一七五人、精神障害者保健福祉手帳（精神障害・発達障害・てんかん・高次脳機能障害等）は一四九人です（重複して所持している人も少数います）。難病患者の人も含めて手帳取得のない方も少数います。スタッフは常勤、非常勤を含めて今年度は七名になります（令和五年一月現在）。

センターの業務は登録者の皆さんの就職支援から定着支援、ときには体調不良・病気等による休職及び離職の支援も行います。高齢による退職と福祉サービス利用への移行支援もあります。働く上での生活面の支援ではグループホーム利用などの福祉サービス利用の相談、余暇活動から学習会までの生涯学習に関わる内容、通院同行、障害年金の相談等、幅広い相談に対応しています。こうした多岐にわたる支援では、関係機関との連携も欠かせないため、とき

には関係機関・関係者との支援会議も開催します。また、障害者雇用を考えている企業等やすでに雇用している企業等への支援も行っています。最近では、公的機関で働く人への支援も徐々に増えてきています（写真1）。



写真1 あすくスタッフと事務所の様子

特定非営利活動法人秋川流域生活支援ネットワーク  
あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすくセンター長

原 智彦

# 令和四年度特別支援教育に関する調査結果について (特別支援教育体制整備状況調査、特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第二係・企画調査係

文部科学省では、特別な支援が

必要な幼児児童生徒に関する実態把握を進め、特別支援教育が一層推進されるよう取り組んでいく必要があることから、各種実態調査を実施している。令和四年度特別支援教育体制整備状況調査、特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査の結果について、調査概要を以下のとおり示す。

## (1) 調査概要

特別支援教育の体制整備の状況について実態を把握するため、国公私立幼保連携型認定こども園、幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制、専攻科を除く。)及び中等教育学校を対象に、令和四年五月一日時点の状況を調査した。主な調査事項は、①校内委員会の設置、②発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握、③特別支援教育コーディネーターの指名、④個別の指導計画の作成、⑤個別の教育支援計画の作成である。

## (2) 調査結果の概要

調査事項①～③について、全学 調査事項①～③について、全学 学校において通級による指導を受けている児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は八六・六%(前回値:八六・一%)、実態把握の実施は九五・九%(前回値:九五・七%)、特別支援教育コーディネーターの指名は八三・七%(前回値:八四・九%)であり(図1)、平成三〇年度前回調査と比較し、ほぼ全ての項目について前回値を上回った。

調査事項④、⑤について、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は九九・六%(前回値:九九・四%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は九九・二%(前回値:九九・九%)であった(図2)。また、小・中・高等

学校において通級による指導を受けている児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は九八・二%(前回値:九四・八%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は九五・二%(前回値:八一・五%)となっていた。そのほか通常の学級に在籍する幼児児童生徒で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、個別の指導計画が作成されている割合は八六・〇%(前回値:八三・三%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は七九・五%(前回値:七三・一%)であった。

### 特別支援教育体制整備状況調査・特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

## 1 特別支援教育体制整備状況調査

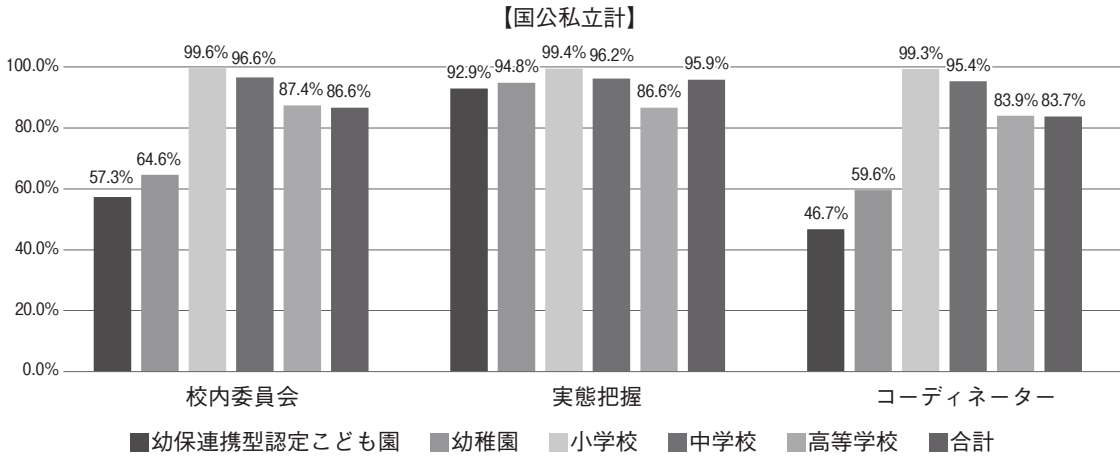


図1 ①校内委員会の設置、②実態把握、③特別支援教育コーディネーターの指名【学校種別実施率】

|           | 特別支援学級に<br>在籍する<br>児童生徒 | 通級による指導を<br>受けている<br>児童生徒 | 通常の学級に<br>在籍する<br>幼児児童生徒(※1) | 個別の指導計画・<br>個別の教育支援計画の<br>作成を必要とする幼児児童生徒(※2) |
|-----------|-------------------------|---------------------------|------------------------------|--|
| 個別の指導計画   | 99.6%                   | 98.2%                     | 86.0%                        | 93.7%  |
| 個別の教育支援計画 | 99.2%                   | 95.2%                     | 79.5%                        | 91.6%  |

※1：通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者。

※2：個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

図2 ④個別の指導計画の作成、⑤個別の教育支援計画の作成

2 特別支援学校におけるセンター的機能の取組に関する状況調査

(1) 調査概要

特別支援学校におけるセンター的機能の取組に関する実態について把握するため、国公立の特別支援学校（分校は本校に含める）を対象とした学校調査を実施した。主な調査項目は、①特別支援学校のセンター的機能の取組、②特別支援学校の学校数である。なお、調査時点は、令和四年五月一日であり、①については、令和三年度の実績である。

(2) 調査結果の概要

センター的機能を主として担当する分掌・組織を設けている特別支援学校は全体で九七・〇%（前回値・九六・三%）であった（図3）。センター的機能の取組の内容として、小・中学校等の教員からの相談対応及び自校に在籍する幼児児童生徒以外の子供及び保護